

平成27年度学年末及び平成28年度学年始めにおける生徒指導について

学年末・学年始めの休業日及びその前後に、各学校において児童生徒に平素の生活や一年間の学習の反省、整理などをさせるとともに、新たな年度への心構えをもたせ、学校生活や社会生活への適応を図る指導を行うことは極めて大切なことです。

このため、各学校においては、児童生徒一人一人がこの期間を有意義に過ごすことができるよう、次の各項目に留意し、児童生徒に対する休業前の指導の充実に努めるようお願いいたします。

1 指導上の配慮事項について

- (1) 児童生徒一人一人と心のつながりを深めるとともに、自主的に休業中の生活設計を立てるよう個別指導の徹底を図ること。
- (2) PTA等の会合、家庭訪問、学級（ホームルーム）通信などとおして家庭との連携を深めるとともに、児童生徒の生活実態や人間関係、個々の心情等についての的確に把握し、家庭における温かい人間関係づくりを呼びかけること。
- (3) 卒業予定の児童生徒に対して適切な指導を行うこと。
 - ア 卒業予定者と在校生との望ましい人間関係の育成に努めること。
 - イ 卒業予定者は、卒業日や受験期日が近づくにつれて、解放感や不安感等によって問題行動をとったり、事故を起こしたりすることも予想されるので、温かい心遣いによる適切な全体指導や個別指導を行うこと。
 - ウ 進学予定者と就職予定者とが進路について互いに理解し合い、望ましい人間関係がさらに継続発展できるよう配慮すること。
 - エ 就職予定者に対しては、健康の保持、安全の確保及び就職に当たっての留意事項などについて十分指導すること。
 - オ 卒業式終了後の解放感による様々な問題行動の未然防止に万全を期すること。
 - カ 卒業後の急激な環境の変化に戸惑うことなく、児童生徒が各自の目標に応じて、自主的、積極的に対応できるよう援助すること。
- (4) 休業中の指導体制を確立すること。
 - ア 進級に伴う学級（ホームルーム）担任の交代などによって、生徒指導上の空白が生じないように、担任は児童生徒の個人資料を整理し、いつでも利用できるようにするとともに、新年度の担任への引継ぎに備えること。
 - イ 休業中の生徒指導計画や連絡体制などの周知徹底を図り、教職員の異動があっても効果的な生徒指導を進めることができるよう配慮すること。

2 家庭生活について

- (1) 自主的で規律ある生活を送ることができるように家庭の協力を求めること。また、仕事等の関

係で保護者が留守がちな家庭や、通学児童生徒のいる児童福祉施設等とは、緊密な連絡を取り合うこと。

- (2) 年度の区切りとして一年間の生活の反省や整理をし、新たな門出への心構えをもたせ、必要な準備ができるよう援助すること。
- (3) 地域社会における児童生徒の健全な交友関係を維持できるよう配慮すること。
- (4) 家族や社会の一員としての自覚をもたせ、家事の分担やボランティア活動等への積極的参加を勧め、社会生活に根付いた学習に力を入れるよう指導すること。
- (5) 余暇の健全な活用について家庭の協力を求めて、節度ある生活態度を育成することができるよう指導すること。
- (6) 言葉巧みに児童生徒の氏名や電話番号を聞き出そうとする不審電話の対応について、具体的に指導すること。(電話番号は言わない、家の人に電話を代わる、家の人がいなときは「わかりません」と言って電話を切るなど)
- (7) 家庭等での虐待が懸念される場合には、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(平成24年3月29日付け23文科初等第1707号)や「児童虐待対応の手引き」(平成24年7月大分県・大分県教育委員会)などを参考にし、関係諸機関との連携を図り、通報等の適切な対応をとるようにすること。

3 健康の保持増進と体力づくりについて

- (1) 季節の変わり目で体調をくずしやすいことから、早寝早起きを心がけ、規則正しい生活ができるよう食事、睡眠、休養、運動等について指導し、健康管理と体力の向上を図ること。
- (2) 家庭、学校行事、部活動等において、食中毒や感染症の予防について十分指導すること。
- (3) 定期予防接種の対象となっている児童生徒は、この休業を利用して接種を済ませるよう接種勧奨すること。
- (4) 治療に時間を要する疾病がある児童生徒は、この休業を利用して治療するよう指導すること。
- (5) 運動部活動においては、運動部活動指導の手引き「運動部活動の指導の在り方」(平成22年2月大分県教育委員会)を参考にし、活動頻度や時間、活動内容等、適切な指導計画を立てて実施すること。実施にあたっては、天気、気温、場所などの状況により適切に判断し、危険性を予測し、事故の未然防止に努めること。また、教師(指導者)と生徒、生徒相互の好ましい人間関係が確立できるよう適切な指導を行うこと。
スポーツ少年団等の各種スポーツ団体で活動している児童生徒に対しても、関係団体や家庭との連絡を密にし、適切な活動がなされるよう配慮すること。
- (6) 有害物質(PM2.5等)に関する情報に留意したり、動物や鳥の死骸に触れないようにする等、自分の健康は自分で守る意識の向上について指導すること。
- (7) 野外活動については、その計画、引率者等について十分把握し、健全で有意義な活動ができるよう指導すること。

4 安全指導について

(1) 交通事故の加害・被害事故が発生しないよう具体的な指導を徹底すること。

ア 歩行中の飛び出しやふざけ合い、道路上での遊び等、事故につながる危険な行為はしないよう指導すること。また、危険を回避し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ること。

イ 道路交通法違反となる行為（自転車の二人乗り、手放し運転、夜間無灯火運転、二列並進、傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転、ヘッドホンを装着しての運転等）の危険性について十分認識させるとともに、スピードの出し過ぎや迷惑駐車等に対する適切な指導を行うこと。また、自転車の通行は車道が原則で、左側を通行することの周知を図ること。

1 4 項目の悪質運転危険行為

- ①信号無視 ②通行禁止違反 ③歩道での徐行違反 ④通行区分違反 ⑤路側帯での歩行者妨害
- ⑥遮断機が下りた踏切への立ち入り ⑦交差点での優先道路通行車の妨害
- ⑧交差点での右折車優先妨害 ⑨環状交差点での安全進行義務違反（大分県はなし）
- ⑩一時停止違反 ⑪歩道での歩行者妨害 ⑫ブレーキのない自転車運転 ⑬酒酔い運転
- ⑭携帯電話を使用しながら運転するなどの安全運転義務違反

※14歳以上の者が3年以内に2回以上、上記の違反により検挙された場合には、自転車運転者講習の受講が義務付けられました。（平成27年6月1日 道路交通法一部改正・施行）

ウ 高等学校においては、この時期は、運転免許を取得する生徒が増加する傾向にあり、未熟運転や車両貸借等による不慣れな操作から交通事故を誘発し、加害者になることも多いので、運転免許取得者や車両所有者を確認するように努め、交通安全の徹底を図ること。

エ 交通ルールを遵守し交通マナーを向上させるよう指導を徹底するとともに、保護者に対し、交通事故防止を呼びかけること。

(2) 踏切の通行について、適切に指導をすること。また、鉄道線路内の立入や置き石などの列車妨害行為等を絶対しないよう指導すること。

(3) 危険な遊び、危険な薬品等の取扱いの禁止について指導すること。特に、火遊びは火災など重大事故につながる恐れがあり、大変危険であることを十分指導すること。

(4) 児童生徒の遊ぶ場所の安全点検を行い、危険性の高い場所については、関係機関等と連携をとり、「危険場所」の表示をするなどして、近寄らないよう十分指導すること。また、児童生徒に対し、危険な行動を避け、安全な行動をとるよう十分指導すること。

(5) 児童生徒の安全確保に万全を期すため、通学路の要注意箇所の把握、通学安全マップ等の作成、交番や子ども連絡所等の場所の児童生徒への周知、万が一の対処法の指導などを徹底すること。

(6) 児童生徒に対する不審者事案が多発していることから、不審者への対処も含め、複数で行動したり、人通りの少ない所を避けるなど、犯罪被害に遭わないよう具体的に指導すること。

また、不審者事案が発生した場合には、学校又は警察に必ず連絡をするよう指導し、併せて「子ども連絡所」の確認や活用等、緊急避難的な対応について具体的に指導すること。

(「イカのおすし」の徹底：「行かない」「乗らない」「大声で叫ぶ」「すぐ逃げる」「知らせる」)

- (7) 大規模地震や津波、豪雨など自然災害の発生時における児童生徒の安全を確保するため、災害発生時には危険地域へ近づかないなど、児童生徒自らが状況に応じて的確な判断を行い、自らの安全を確保するための行動ができるよう指導すること。また、災害発生時の避難行動や日常の備えなどの防災教育を家庭や地域と連携して行うこと。

5 校外生活について

- (1) 家庭やPTA、地域社会の関係諸機関・団体との連携を深め、心温まるふれあいのある教育環境づくりを進めるとともに、児童生徒の交友関係が健全に育つよう努めること。

また、学校の指導方針や指導計画をあらかじめ各家庭や関係機関へ周知させ、児童生徒が望ましい校外生活を送るよう指導すること。

- (2) この時期は、反社会的及び非社会的問題行動の発生も懸念される。これらの問題行動を防止し、児童生徒の健全育成を推進するため、児童生徒の日常活動や交友関係を的確に把握し、問題の早期発見に努めること。

特に、指導を要する児童生徒に対しては、問題行動の背景を十分に分析し、適切な指導の手立てを講ずること。

- (3) 問題行動等の未然防止については、日頃からの指導に加え、計画的な指導を行うこと。

ア カラオケボックス、ゲームセンターなどへの出入り、映画等の鑑賞、コンサート等各種の催しへの参加、外出時の服装、帰宅時間等について適切に指導すること。

イ 自他の生命を大切にすることを正しく理解させ、いじめ、暴力行為等、命にかかわる重大な問題行動を起こすことのないよう指導を十分に行うこと。

ウ いじめの早期発見のために、学校において面談などを行うとともに、家庭における早期発見に向けた啓発を行い、児童生徒の状況を把握すること。また、児童生徒が困ったときに相談できる、24時間子供SOSダイヤルなどの各種相談窓口の周知を図ること。

エ 万引き等の初発型非行については本格的非行への入口となることから、厳しく指導するとともに、飲酒、喫煙、深夜はいかい、外泊についても、習慣化や重大事故の発生につながる恐れがあるので厳しく指導すること。

なお、クラスのお別れ会や反省会を行う場合には、そのもち方について適切に指導すること。特に次の点については、保護者に十分周知させること。

【青少年の健全な育成に関する条例】

(深夜外出の制限)

第17条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

(違反罰則～10万円以下の罰金又は科料)

3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(平成25年7月1日 条例一部改正・施行)

オ 深夜外出における特別な事情とは、社会通念上相当と認められる事情で、慣習として深夜にわたって行われる祭礼、初詣、地域行事、その他伝統的な行事への参加等があたるが、節度を持った行動を行うように指導すること。

カ 望ましい男女交際の在り方について自覚させるとともに、性にかかわる正しい理解を深め、性被害を受けたり、安易な行動で重い責任を負ったりすることのないよう保護者と連携して、一人一人に応じた指導を徹底すること。

キ 「出会い系サイト」に起因する性犯罪被害等の被害事犯に加え、「非出会い系サイト」に起因する事犯が急増していることから、「出会い系サイト」を絶対利用しないよう指導するとともに、「非出会い系サイト」の危険性についても発達段階に応じて具体的かつ適切に指導すること。また、雑誌、ビデオ、DVD等で有害なものは購入しないよう指導すること。

ク 携帯電話やパソコンでのインターネットの利用に際して、違法・有害情報の危険性について児童生徒に十分指導するとともに、SNSや無料通信アプリ等によって他人への誹謗・中傷を行ったり個人情報や安易に公表することのないよう指導の徹底を図ること。また、保護者に対し「家族の決まりごと」の作成等を通じて指導することの必要性や有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングソフトの活用について十分啓発すること。

ケ ファーストフード店やコンビニエンスストア等におけるいわゆる「Wi-Fi スポット」と呼ばれる場所での携帯ゲーム機やスマートフォンの使用については、児童生徒が長時間たむろし、他の利用客の迷惑となっている例が散見されることから、マナーについて十分指導すること。

コ 携帯の禁止されている工具類（特殊開錠用具）や刃物等については、購入したり、所持したりしないよう指導すること。

サ シンナーを乱用したり、麻薬、大麻、覚せい剤、危険ドラッグなどを使用したりすることの絶対ないよう指導すること。また、薬物乱用の恐ろしさについても十分指導すること。

シ 家出は、様々な非行や犯罪に結びつきやすく、被害に遭いやすいなど健全育成上の多くの問題を含んでいることから、家庭等と連携し迅速に対応すること。

ス 自殺等の未然防止については、学校・家庭・地域・医療機関等と緊密な連携を図り、万全を期すこと。万一発生した場合には、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂（平成26年7月1日付、26文科初第416号）に基づいて、速やかに基本調査に着手すること。

セ 暴走グループへの参加や無免許運転を絶対しないよう指導を徹底すること。

(4) 休業中のアルバイトについては、適切な労働条件のもとで行うよう生徒・保護者に対して指導すること。特に、次の点に注意しておくこと。

ア 風俗営業関係の業務に従事してはならないこと。

イ 学校はアルバイトをする生徒の実態を把握しておくこと。

ウ アルバイトの目的、収入の使途について指導すること。

6 学年始めの指導について

新年度においては、新学級（ホームルーム）担任が、児童生徒一人一人の休業中の生活について共感的な態度で把握することが大切である。また、児童生徒のよりよい学校生活への適応と選択教科・科目や進路等を主体的に選択し、現在及び将来にわたって自己指導能力（個性の伸長を図りながら、社会的に自己実現ができる資質と行動力）を高めていくことができるよう、ガイダンスの機能の充実に努めるとともに、学校生活に不適応を示す児童生徒に対しては、学習意欲の喚起や生活の正常化を支援すること。

(1) 新入生に対して、学校生活への適応指導を十分行うこと。

(2) 学校の伝統、規則、心得、学習内容と方法、その他各種教育活動の進め方などについて十分なオリエンテーションを実施すること。

(3) 学年始めは、新しい学級（ホームルーム）・学校への不適応や新しい集団に対する違和感などを契機として、不登校になったり、いじめが発生したりすることが懸念される。日ごろから児童生徒の生活実態のきめ細かな把握に努め、早期発見、早期指導により個人的な悩みや不安の解消、望ましい集団の育成への援助を行うこと。さらに、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の心のふれあいを重視し、望ましい集団活動をとおして、好ましい人間関係の確立を図ること。

(4) 児童生徒の望ましい人間形成を図るため、生徒指導の在り方に関する教職員の共通理解をもとに、校内の指導体制を確立すること。

ア 生徒指導はすべての児童生徒を対象に、いつでも、どこでも、みんなで行うものであることを確認すること。特に配慮や指導を要する児童生徒については、全教職員による指導体制を整備し、必要に応じて関係機関との連携を図ること。

イ 児童生徒理解のため、資料の引継ぎや新たな資料収集及びその円滑な活用を図ること。

ウ 児童生徒ができるだけ早く、新しい学級（ホームルーム）や学校に適応できるよう指導すること。

エ 特別活動にかかわる諸活動をとおして、学校内における児童生徒の望ましい人間関係を早期に構築すること。

オ 面接相談等により、児童生徒の個別指導を行うとともに、家庭訪問や保護者面接をとおして家庭との連携を密にすること。

カ 児童生徒及び保護者との信頼関係の確立に努め、体罰等信頼を損なう行為が発生することのないよう校内の指導体制を整えること。

(5) 登下校の際に、基本的な交通ルールの遵守や公共交通機関を利用する際のマナーの向上を図るよう十分指導すること。特に、幼稚園、小学校低学年及び特別支援学校小学部低学年に対しては、道路横断や安全確認の仕方、基本的な交通ルールについて繰り返し指導するなど安全指導の徹底を推進すること。